

定 款

富士通フロンテック株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は富士通フロンテック株式会社と称し、英文では FUJITSU FRONTECH LIMITED とする。

第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 通信機器、電子機器およびこれらの部品の開発、製造、販売ならびにこれに関連する工事、設計、請負、保守、運用の受託
- (2) ソフトウェアの開発および販売
- (3) 電気通信事業ならびに情報の処理および提供
- (4) 前各号に付帯または関連するシステムの構築ならびにコンサルティング
- (5) 各種金型の製造および販売
- (6) 前各号に掲げた製品の賃貸
- (7) 商業施設、集客施設および公共施設の維持、管理、運営
- (8) 警備業法に定める警備業
- (9) 貨物利用運送事業法に基づく貨物利用運送事業
- (10) 労働者派遣法に基づく労働者派遣業
- (11) 古物の販売、賃貸および保守
- (12) 前各号に付帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都稲城市に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 43,600,000 株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載（記録を含む。以下同じ。）、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当社は株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第12条（基準日）

当社は毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とみなす。

2. 前項の場合のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し一定の日時現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とみなすことができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（開催時期）

当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づき社長が招集し議長と

なる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 16 条（決議方法）

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主総会において、株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は当社に対し株主総会ごとに代理権を証明する書面等を提出することを要する。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員 数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 12 名以内とし、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 4 名以内とする。

第 20 条（選 任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任にあたっては議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 21 条（任 期）

取締役（監査等委員を除く。）の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時まで

とする。

第 22 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 23 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会の決議により、取締役のうちから社長 1 名を定め、他に業務上の必要により会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。以上のうち代表取締役は社長を含め 2 名以内とする。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

第 28 条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

第 29 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第 30 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第31条（会計監査人の選任）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第32条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は当該定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第33条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第35条（剰余金の配当等）

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第36条（除斥期間等）

配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 配当金には利息をつけない。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

1. 当社は、第101回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第101回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

昭和15年11月9日	制定	昭和41年10月14日	改正
昭和18年8月21日	改正	昭和44年5月20日	〃
昭和19年10月21日	〃	昭和45年6月1日	〃
昭和19年11月28日	〃	昭和47年6月1日	〃
昭和20年11月10日	〃	昭和49年5月24日	〃
昭和21年2月8日	〃	昭和50年5月27日	〃
昭和22年4月28日	〃	昭和53年6月19日	〃
昭和23年9月1日	〃	昭和54年12月14日	〃
昭和24年3月20日	〃	昭和58年6月24日	〃
昭和25年3月18日	〃	昭和60年6月24日	〃
昭和26年4月15日	〃	昭和61年6月25日	〃
昭和26年8月25日	〃	昭和62年6月25日	〃
昭和28年5月10日	〃	昭和63年6月29日	〃
昭和28年11月28日	〃	平成3年6月27日	〃
昭和29年5月26日	〃	平成6年6月29日	〃
昭和29年11月27日	〃	平成14年6月27日	〃
昭和30年1月21日	〃	平成15年6月27日	〃
昭和31年8月28日	〃	平成16年6月29日	〃
昭和32年8月27日	〃	平成17年6月29日	〃
昭和34年8月27日	〃	平成18年6月29日	〃
昭和36年8月28日	〃	平成21年6月25日	〃
昭和38年8月27日	〃	平成28年6月23日	〃
昭和40年11月25日	〃		